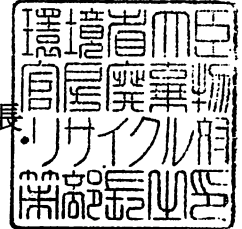




環廃産発第16111113号
平成 28 年 11 月 11 日

各都道府県知事・各政令市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）

公共施設における業務用・施設用照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器については、「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（平成 12 年 12 月 13 日付け生衛発第 1798 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、周知されてきたところである。

また、平成 26 年 10 月 16 日付け環廃産発第 1410162 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器の破裂事故について（通知）」及び平成 27 年 10 月 1 日付け環廃産発第 15100110 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）」により、PCB 使用安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて、改めて周知・指導を徹底するよう依頼したところである。

しかしながら、本年 8 月に北海道内の公民館及び道庁の出先機関において、別添のとおり、未だ交換されていない PCB 使用安定器が液漏れする事故が発生した。

本件については、それぞれ過去に調査を行い、PCB 使用安定器を使用したすべての照明器具の取替えを完了したこと又は PCB 使用安定器は存在しないことを確認したはずの施設で発生したものである。調査が抽出で行われた場合又は記録では過去の調査方法が不明確であることにより、当該安定器が過去の調査では捕捉されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

その結果、当該安定器の交換が行われていない場合は、速やかに交換を行うことについて改めて周知・指導を徹底していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

平成 28 年 8 月に道内で発生した PCB 使用安定器からの漏洩事故の概要

1 羽幌町中央公民館における漏洩事故

端 緒	平成 28 年 8 月 16 日（火）蛍光灯安定器から液漏れが発生
発生場所	羽幌町中央公民館 3 階会議室
人への影響	発生時に会議室を使用していた住民 5 名に、PCB が付着することはなく、また、PCB の回収にあたった職員にも健康影響は認められなかった（8 月 23 日、24 日に医療機関で皮膚の診察、尿検査を受診）。
漏洩した安定器	メーカーへの確認により 8 月 17 日に PCB の含有が判明。
漏洩後の対応	PCB 含有蛍光灯安定器（漏洩 1 個、漏洩無し 4 個）及び PCB 付着物は、機械室内で、ペール缶 4 缶に分けて保管
他の安定器の確認	町では、管理する全ての施設について調査を行い、この公民館で新たに 4 台の PCB 使用安定器を確認
PCB 使用安定器が残存していた理由	平成 12 年度に実施した PCB 含有電気機器の調査をもって、全ての PCB 使用安定器等は回収されたことと処理しており、その後の再調査は不要と判断し実施していなかった。（当時の調査書類関係について、既に廃棄処分されており詳細は不明）。

2 帯広建設管理部足寄出張所における漏洩事故

端 緒	平成 28 年 8 月 24 日（水）蛍光灯安定器から液漏れが発生
発生場所	帯広建設管理部足寄出張所執務室
人への影響	職員 1 名に PCB が滴下したものの、直接皮膚への接触はなく、健康影響は認められなかった。
漏洩した安定器	メーカーへの確認により 8 月 24 日に PCB の含有が判明。
漏洩後の対応	PCB 使用安定器を速やかに交換するとともに、汚染物及び取り外した機器をビニール袋に入れドラム缶により保管
他の安定器の確認	十勝総合振興局は、所管する全ての施設を一斉に点検し、この出張所で新たに、12 台の PCB 使用安定器を確認
PCB 使用安定器が残存していた理由	平成 12 年度に実施した PCB 含有電気機器の調査をもって、全ての PCB 使用安定器等は回収されたことと処理しており、過去からの引き継ぎ事項で PCB 使用安定器は無いとの引き継ぎを信用したため、再点検等を実施せず発見に到らなかった。